

# 定 款

平成24年 7月15日	決議・作成
平成25年12月16日	一部改訂
平成26年 4月24日	一部改訂
平成30年 1月13日	一部改訂

これは現行定款に相違ない  
一般社団法人日本在宅薬学会  
代表理事 狭間研至

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本在宅薬学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市北区天神橋1丁目9番5号山西屋・西孫ビル3Fに置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、薬剤師の職能拡大・薬局の機能拡張を通じて、多職種連携・情報共有を基盤とした超高齢社会における新しい地域医療システムを構築し、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 在宅療養支援薬剤師の育成及び認定
- 2 在宅療養支援に必要な薬剤師等への教育事業及び教育プログラム開発事業
- 3 薬剤師等医療関係者を対象とし在宅療養支援について行う研修会、講演会及び学術集会の開催ならびに学会誌等出版物の査読、編集、発行
- 4 薬剤師が行う在宅療養支援業務に関するコンサルティング事業
- 5 在宅療養支援に関し、薬剤師、各種行政機関関係者、各種医療関係者を対象としたネットワークの構築及び普及啓発活動
- 6 地域医療における多職種連携を促進するための各種行政機関関係者、各種医療関係者との交流活動
- 7 在宅療養支援を支えるICTインフラの整備と活用に関する研究・開発事業
- 8 在宅療養支援に関し薬剤師の果たす役割について紹介する広報活動
- 9 お薬カレンダーの企画、制作及び販売
- 10 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

3 法人又は団体にあつては、法人又は団体の代表としてその権利を行使する1人の者を定め、理事長に届け出なければならない。

4 前項の代表者を変更した場合は、速やかに変更した旨を理事長に届出なければならない。

(会費)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、別に定める額を支払うものとする。

2 既納付の会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3カ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡または解散もしくは破産したとき。

#### 第4章 社員及び社員総会〔評議員及び評議員総会〕

(社員)

第11条 本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に定める社員は、正会員の中から選任される評議員とする。

(評議員の選出)

第12条 評議員は、正会員の中から、理事の推薦により、理事会の承認を得て理事長が囑託する。

(評議員の定数)

第13条 評議員の定数は、30名以上50名以内とし、地域に偏りが生じないように選出するものとする。但し前記定数が正会員全体の1%を下回った場合には、直近の定時評議員総会にて定数を見直すものとする。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠として選任または追加選任された評議員の任期は、前任者または先行し就任した評議員の任期の終了する時までとする。

3 評議員が正会員としての資格を喪失したときは、その時点で評議員資格も喪失するものとする。

(社員総会および種別)

第15条 社員総会は評議員をもって構成し、当法人においては評議員総会をもって一般社団・一般財団法人法に定める社員総会とする。

2 当法人の社員総会は定時評議員総会及び臨時評議員総会の2種とし、当法人の運営・業務につき審議・議決する。

(開催)

第16条 定時評議員総会は毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事からの招集請求又は招集があったとき。

(4) 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は連名によって理事長に対し、評議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員総会の招集を請求することができる。

(評議員総会の決議事項)

第17条 評議員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(招集)

第18条 評議員総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、定款の規定に従い臨時評議員総会開催の請求を受けたときは、その日から30日以内に招集しなければならない。

3 評議員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

4 評議員総会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、およびそれに準ずるものを議長とする。

(議決権)

第20条 評議員総会における議決権は、1評議員につき1個とする。

(決議と定足数)

第21条 評議員総会は評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 評議員総会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であつて、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 評議員および会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(表決権等)

第22条 やむを得ない理由のため評議員総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した評議員は、評議員総会に出席したものとみなす。

(評議員総会の決議の省略)

第23条 理事又は評議員が評議員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、理事長が記名、押印するものとする。ただし、理事長が欠席した場合は、理事長に代わり議長となった者が記名押印するものとする。

(評議員総会への報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員総会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員総会への報告があったものとみなす。

## 第5章 役員等

(役員・委員の設置)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- (3) 委員 種別、員数については委員会規程に定める。

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長及び専務理事をそれぞれ1名置くことができる。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長及び専務理事を業務執行理事とする。

4 当法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

(役員・委員の選任)

第27条 理事及び監事は、正会員の中から、評議員総会において選任する。但し理事会が推薦する理事及び監事候補者については正会員以外から選任することを妨げないものとする。

2 各役員および役職者、委員の選任は理事会において選定する。但し委員は会員及び学識経験者のうちから選定するものとする。

3 監事は当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(職務)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

5 代表理事、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

6 評議員は評議員総会を組織し、当法人の重要業務を審議することができる。

(理事の制限)

第29条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1 当該理事の配偶者

2 当該理事の三親等以内の親族

3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

4 当該理事の使用人

5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

6 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任または追加選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時ま

でとする。

4 理事又は監事は、定款で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員・委員の解任)

第32条 理事又は監事は、評議員総会の決議によって解任することができる。

2 役職者、委員は理事会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第33条 役員の報酬等は、評議員総会の決議をもって定められた報酬総額を上限として、理事会での決議により個別の分配額を決めることができる。

2 理事会の決議を経て認められた費用に関しては、その職務を執行するために役員が要した額を弁償することができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と  
その理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第35条 当法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 役職者、委員の選定及び解職

(開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前二項の規定にかかわらず、理事もしくは監事から招集の請求があったとき理事長は理事会を招集しなければならない。

4 理事長は理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議と定足数)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案に

つき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。ただし、理事長が欠席した場合は、理事長に代わり、出席した理事全員が記名押印するものとする。

（理事会への報告の省略）

第44条 理事または監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、理事長の職務執行の状況報告については、適用しない。

## 第7章 会員総会

（会員総会）

第45条 会員総会は、会員をもって構成し、年1回理事長がこれを招集する。

2 会員総会の議長は、理事長とする。

3 次の事項については、評議員総会で議決のうえ、会員総会に報告する。

- (1) 定款等の変更
- (2) 役員任免
- (3) 事業報告及び決算報告
- (4) 事業計画及び予算
- (5) その他当法人の運営に関する重要な事項

## 第8章 資産及び会計

（事業年度）

第46条 当法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

（事業報告及び決算）

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時評議員総会の承認を受けなければならない。

い。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 定款及び社員名簿

(剰余金)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、評議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。)に贈与する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 基金

(基金の拠出)

第53条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第54条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(基金の拠出者の権利)

第55条 設立時社員によって拠出された基金および設立後に第三者によって拠出された基金は、当該基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第56条 基金の返還は、定時評議員総会の決議によって行う。ただし、当該定時評議員総会において承認を受けた、貸借対照表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合に限り、その超過額を返還の限度額として、次年度の定時評議員総会の日の前日までの期間に限り、返還できるものとする。

(代替基金の積立て)

第57条 基金の返還を行う場合に備え、当法人にて適宜、返還する基金に相当する額を代替基金として準備するものとする。

## 第12章 寄附金

(寄附金)

第58条 当法人は、理事会の決議により、会員または第三者から寄附金を募り、受領することができる。

- 2 当法人は、理事会の承認により、会員または第三者からの寄附金を収受することができる。
- 3 寄附金の募集、収受については理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 第13章 会費

(会費)

第59条 年会費は次のように定める。変更する場合は評議員総会の決議によるものとする。

- (1) 正会員 薬剤師、医師、歯科医師、看護師 年額 10,000円  
上記以外の職種の者 年額 5,000円
- (2) 賛助会員 1口年額 100,000円
- (3) 学生会員 年額 1,000円

## 第14章 委任

(委任)

第60条 この定款に記載されたもののほか、当法人の運営に関する以下の事項は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 基金の募集

基金の募集事項の決定、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て、理事長がその都度定める。基金取扱規程を作成したときは、会員が閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(2) 会計の管理

会計は、理事長が管理する。会計管理の方法については、理事会の決議を経て、理事長がその都度定める。会計管理規程を作成したときは会員が閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(3) 事務局の組織及び運営

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がその都度定める。事務局運営規程を作成したときは、会員が閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(4) その他、本定款に定めのない当法人運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定めるものとする。

## 第15章 事務局

(設置等)

第61条 理事長が行うべき当法人業務の遂行機関として事務局を置く。

2 事務局は理事長の指揮命令に従い必要な業務を行うものとする。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長に準ずる理事が事務局を指揮命令する。

3 事務局長および事務局職員は、理事会の決議を経て理事長が任命する。

4 事務局長および事務局職員の任務および処遇は、理事会の決議を経て理事長が定める。

5 事務局は当法人業務の遂行のため、理事長に承認を受けた範囲において、物品購入、外注・顧問先の選定、必要経費の支出を行う。ただし、軽微な費用の支出の意思決定については、理事長は事務局長に委任するものとする。

(備え付け書類及び帳簿)

第62条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておくものとする。

(1) 定款

(2) 社員の名簿、理事、監事及び事務局職員の名簿並びに履歴書

(3) 登記に関する書類

(4) 会議の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) その他必要な帳簿及び書類